

事業者選定に係る簡易評価型プロポーザル提案書評価要領
（長岡市地域おこし協力隊（事業承継推進活動）活動支援等業務委託）

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- （１）提案書の評価及び事業者の選考は、選考委員会を設置して行う。
- （２）選考委員会の委員は別に定め、商工部産業支援課が庶務を行う。
- （３）選考委員会は、提案書の提出者かつヒアリング参加者の中から、最も優秀で本市の要求を満たせる事業者（最優秀者）を選考する。

3 選考方法

- （１）提案書の記述が要件を満たしていない者、提案見積額が提案上限額を超えている場合は特定しないこととする。
- （２）提案書の記述項目及びプレゼンテーションの内容に関して、選考評価基準に基づき各委員が採点する。
- （３）各委員の評価点を平均して算出したもの（少数第２位を四捨五入）を参加者の評価点とし、評価点の最も高い事業者を最優秀者として決定する。ただし、60 点未満の者は特定しないこととする。評価点が同点となった場合は、各委員による選考投票で過半数を占めた参加者を最優秀者として決定する。１回目の投票で過半数を占めた参加者がいない場合は、最多得票数の参加者と次点の参加者で決選投票を行い決定する。
- （４）提出された提案書が１件であった場合は、プレゼンテーション及びヒアリングをした後、選考委員会において、審査、評価の上、協議し、適切と認めたときは優秀な提案者として選考する。

4 選考評価基準

評価項目	評価基準	配点
事業理解度	本市の現状、課題を理解しており、本市にとって最適な提案となっているか。	10
業務実施体制	提案を確実かつ効果的・効率的に実施できる体制が用意されているか。	10
提案の内容	事業承継支援に関して高度かつ専門的な知見を有しているか。	15
	現況調査業務について、調査・分析の方法が具体的で、成果が期待できるか。	15
	事業承継・経営支援につなげる効果的なサポートが期待できるか（関係機関との相互連携等）。	15
	多くの事業者への情報発信、意識啓発が期待できるか。	15
見積書	見積金額は妥当か。	10
その他	本事業を効率的・効果的に実施するための独自性のある提案がなされているか。	10
総合評価の合計		100